

「情報 I Next 指導用教科書+データ・資料編」 (情 I 709) 訂正のお願い

常日頃は弊社書籍をお使いいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、大変恐縮に存じますが、本書に下記の訂正がございます。心よりお詫び申し上げますとともに訂正内容についてご報告させていただきます。

誠に恐れ入りますが、ご指導の際にはご留意を賜りますようお願い申し上げます。

不備を残しまして、ご迷惑をおかけいたしますこと、重ねてお詫び申し上げます。

(指導用教科書)

頁	行	原文	訂正文
112	板書例 10~11	・データとして保存されたプログラムは、 コンピュータが理解できる <u>形式に変換</u> して実行される	・データとして保存されたプログラムは、 コンピュータが理解できる <u>ように処理</u> して実行される
116	板書例 8	くりかえし命令… <u>条件を満たすまで何回</u> <u>も</u> くりかえす処理を実行する命令	くりかえし命令… <u>条件を満たしている間、</u> <u>または終了する条件を満たすまで、</u> くりか えす処理を実行する命令

※お持ちの刷では、上記の訂正内容が修正済みの場合がございます。

## 記述の更新等に関するお知らせ

「デジタル社会形成基本法」の施行に伴い「IT基本法」が廃止されたことを受け、下記の記述の更新がございます。ご指導の際にはご留意を賜りますようお願い申し上げます。

(指導用教科書)

頁	行	原文	訂正文
24	板書例 7～8	・ <u>情報社会に対する国の理念や方針を定めた法律</u> → <u>IT基本法</u>	・ <u>「デジタル社会」の形成に関する国の理念や方針を定めた法律</u> → <u>デジタル社会形成基本法</u>
25	右段 28 ～ 33	<u>IT基本法は、国の施策における情報技術政策全体の基本理念や重点計画を定めたもので、森喜朗内閣でつくられた。この法に基づき、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）が内閣に設置された。法の第1条には目的が示されているので、条文を授業で活用するとよい。</u>	<u>デジタル社会形成基本法は、「デジタル社会」の形成に関する国の理念や方針を定めた法律で、令和3年に施行された。法の第1条には目的が示されているので、条文を授業で活用するとよい。</u>
43	中段 11	また日本政府は、内閣に設置する「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）」において、「電子行政オープンデータ戦略」を策定し、平成28年には「官民データ活用推進基本法」が成立し、オープンデータの取り組みを推進している。――	また日本政府は、内閣に設置する「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）」において、「電子行政オープンデータ戦略」を策定し、平成28年には「官民データ活用推進基本法」が成立し、オープンデータの取り組みを推進している。 <u>なお、令和3年のデジタル社会形成基本法の施行に伴い、IT総合戦略本部は廃止された。</u>

※お持ちの刷では、上記の訂正内容が修正済みの場合がございます。

以上